

平成31年3月6日
名古屋局処遇部門

臨床心理士による被収容者に対するカウンセリング実施要項

1 趣旨

平成30年度実施中の臨床心理士による当局の被収容者に対するカウンセリングの要項について、平成31年度からカウンセリングの実施回数を増やすことから、一部変更した上で改めて定めたものである。

2 開始時期

平成31年度

3 実施日時

毎月第一、第三水曜日 13時30分から17時00分まで

4 実施者

愛知県臨床心理士会が選定した臨床心理士

5 実施場所

当局収容場

6 実施人数

毎回被収容者2～3人

7 対象者の選定基準

- ・日常生活の中での言動や看護師、処遇看守勤務員等との面接等において、悩みを吐露したり、落ち込んだ様子がうかがえる者
- ・庁内診療の際に、ストレス等を訴えている者
- ・カウンセリングを希望している者

のうち、

- ①日頃から動静監視を行っている処遇看守勤務員又は庁内診療立会等に従事している処遇日勤班が必要と判断
- ②診療室（医師、看護師及び准看護師）が必要と判断
- ③過去にカウンセリングを受けた者のうち、臨床心理士が再度のカウンセリングが必要と判断
- ④上記のほか、当局職員が必要と判断

したものとする。

8 実施方法

選定後、被収容者に希望の有無を確認した上で実施する。

なお、実施日については、臨床心理士の都合により変更可能とする。